

参考条文

弁護士弁護士法（抜粋）

（弁護士の資格）

第4条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

裁判所法（抜粋）

（司法研修所）

第14条 裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

（採用）

第66条 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

（修習・試験）

第67条 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

（平成22年11月1日から施行される第67条及び第67条の2）

（修習・試験）

第67条 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

（修習資金の貸与等）

第67条の2 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、

修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- 2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。
- 4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

日本弁護士連合会倫理研修規程（抜粋）

（研修参加の義務）

第3条 会員は、別に規則で定める時期に倫理研修に参加しなければならない。

- 2 会員が前項の倫理研修に参加しなかったときは、それ以後の直近に実施される倫理研修に参加しなければならない。

日本弁護士連合会倫理研修規則（抜粋）

（研修参加義務）

第2条 会員（準会員、外国特別会員及び弁護士法人である会員を除く。以下同じ。）は、弁護士登録の日の属する年度（毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終わる期間をいう。以下同じ。）において、その年度に実施される倫理研修に参加しなければならない。

- 2 前項に定める外、毎年四月三十日（以下「基準日」という。）までに左の各号に定める期間に達する会員は、基準日の属する年度に実施される倫理研修に参加しなければならない。ただし、第一号に基づき参加すべき倫理研修には、弁護士登録後満三年または満四年となる年度において、また第二号ないし第四号に基づき参加すべき倫理研修には同各号により倫理研修に参加しなければならない年度の前年度において、本会が実施する倫理研修及び弁護士会または弁護士会連合会が実施する弁護士の綱紀及び倫理に関する研修で、第六条第一項に基づき倫理研修とみなされたものを含むものとする。

- 一 弁護士登録後満五年
- 二 弁護士登録後満十年
- 三 弁護士登録後満二十年
- 四 弁護士登録後満三十年

- 3 前二項に定める年度の倫理研修に参加をしなかった会員、又は第一項に該

当する会員でその年度の倫理研修が終了した後に弁護士登録をした会員がその翌年度に実施される倫理研修に参加した場合は、前二項の倫理研修参加義務を履行したものとみなす。

- 4 前三項にかかわらず、会員が満七十五歳に達したときは、倫理研修に参加する義務を免れる。
- 5 会長は、病気等のやむを得ない事由により第一項または第二項に定める時期に倫理研修に参加することができない会員に対して、その会員の所属する弁護士会の申請によりその事由の継続する間参加義務の履行を猶予することができる。義務の履行を猶予された会員につきその事由が終了した時において、当該弁護士会はその事実をすみやかに本会に通知するものとし、当該会員はその事由の終了した年度またはその翌年度に実施される倫理研修に参加しなければならない。
- 6 すべて会員は、倫理研修に参加するについて、相互に協力しなければならない。

第二東京弁護士会会則（抜粋）

第19条の3 弁護士会員（ただし、前条第一項による新規登録弁護士研修を履修すべき期間満了前の者を除く）。は、規則で定める継続研修を履修しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより継続研修を履修する義務の全部又は一部を免除又は猶予することができる。

第二東京弁護士会会員研修規則（抜粋）

（継続研修）

第12条 会則第十九条の三に定める継続研修は、本会に入会し新規登録弁護士研修を履修すべき期間を終えた者（入会前に一年以上弁護士であつた者は入会した者）をして質の高い弁護士業務を行うことができるようにするために、弁護士業務に必要な最新の知識及び技術を継続的に体得・更新させ、かつ弁護士倫理の継続的教育を通じ弁護士会員の品位保持・向上させ、もつて弁護士業務の改善進歩を図ることを目的として行う。

（履修単位数）

第15条 継続研修は、各弁護士会員が毎研修期間（二〇〇五年十月一日から始まる各一年の期間）ごとにこれを履修することとし、履修すべき単位数は毎研修期間につき十二単位（一時間の研修を一単位として計算する。）の継続研修を履修するものとする。当該単位数には、当該研修期間内に履修した法律実務研修（第二十二条第四号の自主研修を含む。）の履修時間数に加え、当該研修期間内において第二十一条に定める各時期に実施される倫理研修の履

修時間があるときはその履修時間数も当該履修年度の履修単位数として加算されるものとする。

(勧告)

- 第 19 条 弁護士会員が正当な理由なく各研修期間中に履修すべき継続研修を期間内に履修しないとき、求められた記録や資料を提出しないとき、又は履修済単位として記録された研修が適格研修に該当しないため既履修単位数が不足することが判明したときは、研修センターは、会長に対し、当該弁護士会員に研修を履修するよう勧告することを求めることができる。
- 2 弁護士会員を雇用する弁護士会員又は弁護士法人会員が、雇用される弁護士会員が本章に定める継続研修を履修することに協力しないときは、研修センターは会長に対し、当該弁護士会員又は弁護士法人会員に、雇用される弁護士会員が継続研修を履修することに協力するよう勧告することを求めることができる。
- 3 会長は、研修センターから前二項に定める勧告の求めがあり、これを相当と認めるときは、その勧告をするものとする。

公認会計士

公認会計士法（抜粋）

（公認会計士の資格）

第3条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。

（実務補習）

第16条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）において行う。

2 前項の認定を申請しようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、実務補習の内容、方法その他の事項に関し内閣府令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。

4 内閣総理大臣は、実務補習団体等が行う実務補習の内容、方法その他の事項が前項に規定する内閣府令で定める基準に照らして適当でないとき、当該実務補習団体等に対し、必要な指示をすることができる。

5 内閣総理大臣は、実務補習団体等が第三項に規定する内閣府令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

6 実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者（次項において「受講者」という。）がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならない。

8 この法律に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。

(研修)

第 28 条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年三月二十五日内閣府令第十七号）

公認会計士法（昭和三十二年法律第百三十三号）第二十八条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の五の規定に基づき、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令を次のように定める。

(研修の受講)

第 1 条 公認会計士（公認会計士法（以下「法」という。）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）は、一事業年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）につき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う研修（法第二十八条に規定する研修をいう。以下同じ。）を四十単位（第三条において「必要単位数」という。）以上受けるものとする。

2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに協会が定めるところによる。

(研修の免除)

第 2 条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。

一 負傷又は疾病のために療養すること。

二 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。

四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）第四条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。

五 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者であること。

六 公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由であって、前各号に準ずるもの

- 2 公認会計士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、別紙第一号様式により作成した研修免除申請書に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、金融庁長官の承認を経て、当該申請をした公認会計士に対し、当該申請に係る研修の免除をすることができる。
- 4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、金融庁長官に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
- 5 金融庁長官は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。
- 6 第一項の規定による申請をした公認会計士は、当該申請に係る第三項の規定による研修の免除がされた場合においては、当該事業年度の研修を受けることを要しない。

(研修の必要単位数の軽減)

第3条 公認会計士は、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない期間が一事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には、会長に対し、当該事業年度の研修について必要単位数の軽減を申請することができる。

- 2 公認会計士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、別紙第二号様式により作成した研修軽減申請書に、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、別表に定める基準に従い、金融庁長官の承認を経て、当該申請をした公認会計士に対し、当該申請に係る研修の必要単位数の軽減をすることができる。
- 4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、金融庁長官に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
- 5 金融庁長官は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。
- 6 第一項の規定による申請をした公認会計士は、当該申請に係る第三項の規定による研修の必要単位数の軽減がされた場合においては、当該事業年度において、軽減された単位数の研修を受けることを要しない。

(研修の計画及び実施状況の報告の徴取)

第4条 金融庁長官は、法第四十六条の十二第一項の規定に基づき、協会に対し、事業年度の半期ごとに、研修の計画及び実施状況の報告を求めるものとする。

附則 この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

実務補習規則（平成十七年十二月二十二日内閣府令第百六号）（抜粋）

（実務補習の内容）

第2条 実務補習は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 会計に関する理論及び実務
- 二 監査に関する理論及び実務
- 三 経営に関する理論及び実務
- 四 税に関する理論及び実務
- 五 コンピュータに関する理論及び実務
- 六 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

2 前項に掲げる事項については、国際的な動向に十分配慮して実施するものとする。

（実務補習の方法等）

第3条 実務補習は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 実務に関する講義及び実地演習
- 二 考査
- 三 課題研究
- 四 金融庁長官が定める公認会計士の組織する団体（第七条において「公認会計士団体」という。）の実施する修了考査（第七条及び第八条において「修了考査」という。）

2 実務補習団体等は、実務補習を次の各号に掲げる方法により行う場合は、当該各号に定める単位数以上行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる方法による実務補習の単位の計算方法については、一時間を一単位とすることを基本とする。

- 一 実務に関する講義及び実地演習 三百六十単位
- 二 考査 百単位
- 三 課題研究 六十単位

3 実務補習団体等は、第一項第二号の考査にあつては少なくとも十回以上、同項第三号の課題研究にあつては少なくとも六回以上、これを実施しなければならない。

4 実務補習団体等は、実務補習を次の各号に掲げる方法により行う場合は、受講者（法第十六条第六項に規定する受講者をいう。以下同じ。）が当該各号に定める単位数以上を修得することを実務補習の修了したことの要件としなければならない。

- 一 実務に関する講義及び実地演習 二百七十単位
- 二 考査 六十単位

三 課題研究 三十六単位

- 5 実務補習団体等は、受講者が第一項第二号の考査を少なくとも十回以上受け、かつ、同項第三号の課題研究を少なくとも六回以上受講することを実務補習の修了したことの要件としなければならない。
- 6 実務補習団体等は、自ら行う実務補習の内容と同等以上であると認められる内容を有する講義等（第一項第一号から第三号までの方法をいう。）を行っている専門職大学院（会計専門職に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものに限る。）において、受講者が履修した第二条第一項各号に掲げる事項（第一項第一号又は第三号に掲げる方法により行われるもの及びこれらに関連して第二号に掲げる方法により行われるもので、かつ、単位を修得したものに限る。）について、実務補習規程に定めらうえで、当該実務補習団体等において行われる実務補習に対応する単位数を、第二項及び第四項に定める単位数から減じることができる。この場合において、実務補習団体等は、受講者に当該専門職大学院が発行する成績証明書その他の単位の修得を証する書面を提出させ、当該単位数を確認しなければならない。
- 7 実務補習団体等は、第二条第一項各号に掲げる事項に関して必要な知識及び経験を有している者に、第一項第一号及び第三号に掲げる方法による実務補習を行わせることができる。
- 8 実務補習団体等は、実務補習の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備えつけ、これに講義等（第一項各号の方法をいう。）の実施日、受講者その他の実務補習に関する事項を記載するとともに、当該受講者が、実務補習を修了後法第十七条 に定める公認会計士名簿に登録されるまでの期間と実務補習修了後十年間とのいずれか長い期間、これを保存しなければならない。
- 9 前項の帳簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成することができる。
- 10 実務補習団体等は、単位の認定に当たっては、適切な判定に努めなければならない。

（修了考査）

- 第7条 修了考査は、第二条に定める実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかを確認するために行うものとする。
- 2 修了考査は、受講者が当該実務補習団体等において第三条第一項第一号から第三号までの方法による課程を終え、かつ、同条第四項に定める単位数以上を修得している場合において受けることができる。
 - 3 修了考査を受けようとする者は、前項の要件を満たしていることを証明した当該実務補習団体等が発行した書面を添付して公認会計士団体に申し込まなければならない。
 - 4 修了考査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 会計に関する理論及び実務
 - 二 監査に関する理論及び実務
 - 三 経営に関する理論及び実務（コンピュータに関する理論を含む。）
 - 四 税に関する理論及び実務
 - 五 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
- 5 修了考査は、年一回以上これを行う。
 - 6 修了考査の手数料の額は、適当と認められる額でなければならない。
 - 7 公認会計士団体は、修了考査に合格した者に、修了考査に合格したことを証する書面を交付するとともに、その者が実務補習を受けている実務補習団体等に対して、修了考査に合格したことを証する書面の写しを交付する。
 - 8 本条に定めるもののほか、修了考査に関し必要な事項は、公認会計士団体が定める。
 - 9 金融庁長官は、修了考査の適正な実施を確保するため、修了考査の内容、方法その他の事項が適当でないとき認めるときは、公認会計士団体に対し、必要な指示をすることができる。

附 則

- 1 この府令は、平成十八年一月一日から施行する。
- 2、3 （略）

日本公認会計士協会会則（抜粋）

（会員及び準会員の懲戒）

- 第31条 会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会長は、その会員及び準会員を懲戒することができる。
- 一～五 （略）
 - 2 懲戒の方法は、次の4種とする。ただし、第3号の懲戒は準会員に対するものとする。
 - 一 戒告
 - 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
 - 三 除名
 - 四 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
 - 3～4 （省略）
 - 5 会長は、監査法人が、法令、会則及び規則違反事実の有無に関して第31条の2の2に定める綱紀委員会又は第89条の3に定める監査・綱紀事案検討会の調査又は審議に付されている場合において、当該監査法人が第12条第1項第3号に該当し退会したときは、退会後においても、なお本条に基づき懲戒

することができる。

(継続的専門研修制度の義務不履行者に対する懲戒の特例)

第 31 条の 2 前条第 2 項乃至第 4 項の規定にかかわらず、会長は、会員（監査法人を除く。以下本条において同じ。）が、第 83 条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかった場合において、継続的専門研修制度に関する規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、理事会の議を経て次の各号に定める懲戒を行うことができる。

- 一 会報並びに継続的専門研修制度協議会が継続的専門研修制度に関し会員及び準会員に告知する細則に定める媒体に、義務不履行者として氏名、登録番号及び所属地域会を公表する。
- 二 会員が、第 87 条第 3 項各号のいずれかに該当する者と、監査契約を締結している場合又は監査契約を締結している監査法人の社員として関与している場合は、前号の公表に際して、監査責任者である旨及び当該会員が監査法人に所属する場合には監査法人の名称を追加する。

(継続的専門研修制度)

第 83 条 本会は、公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るため、法第 28 条の趣旨も踏まえ継続的専門研修制度により会員（監査法人を除く。）及び準会員を対象に次に掲げる研修を行う。

- 一 監査業務その他公認会計士業務に関する事項
 - 二 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項
- 2 会員（監査法人を除く。）は、義務として、前項の研修を受けなければならない。
- 3 第 1 項の研修は単位制とし、会員（監査法人を除く。）は、前項の研修を受け、継続的専門研修制度に関する規則（以下本章において「規則」という。）に定める所定単位数（一事業年度に義務として取得すべき単位数）以上を履修し、本会に報告しなければならない。
- 4 研修履修結果は、会員（監査法人を含む。）に通知するものとする。
- 5 監査法人は、第 2 項及び第 3 項に定める研修の履修及び報告について、社員又は使用人である会員を監督しなければならない。
- 6 第 1 項乃至第 5 項以外の研修の実施に必要な事項は、規則をもって定める。

(義務不履行者に対する措置)

第 83 条の 2 本会は、会員が、第 83 条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかった場合において、規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、規則に定める必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の措置は、第 31 条の 2 に基づく懲戒に重ねて行うことを妨げない。

(研修の免除及び必要単位数の軽減)

第 8 3 条の 3 会員が、当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合は、公認会計士法第 28 条に規定する研修に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）の定めるところに従い、規則の定める手続により研修を免除することができる。

2 会員が、当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない期間が相当の部分に及ぶ場合又は及ぶと見込まれる場合は、内閣府令の定めるところに従い、規則の定める手続によりその業務実態に応じて、必要単位数を軽減することができる。

第 8 3 条の 4、第 8 3 条の 5（略）

(研修費用の負担)

第 8 4 条 本会は、第 83 条第 1 項各号に掲げる研修に要する費用の全部又は一部を研修に参加した者に負担させることができる。

継続的専門研修制度に関する規則（抜粋）

(義務不履行者)

第 6 条の 2 会則第 3 1 条の 2 及び第 8 3 条の 2 に規定する義務不履行者は、一事業年度に取得した単位数が細則に定める単位数に達しなかった会員をいう。

2 会則第 8 3 条の 2 に規定する義務不履行者に対する必要な措置は次のとおりとする。

- 一 当該会員が従事する監査業務の辞退勧告
- 二 当該会員が本会の役員等である場合は辞任勧告
- 三 各種外部委員等への推薦の除外

司法書士

司法書士法（抜粋）

（研修）

第25条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

日本司法書士会連合会会則（抜粋）

（研修）

第68条 連合会は、次に掲げる研修を行う。

- （1）会員研修
- （2）新人研修
- （3）特別研修

2 前項第1号及び第2号の研修の実施に必要な事項は、別に規則で定める

日司連会員研修規則（抜粋）

（研修の実施及び参加）

第4条 本研修は、単位制及び年次制により実施する。

- 2 司法書士会員（司法書士会の会員のうち司法書士法人である会員を除く会員をいう。以下同じ。）は、単位制により実施する研修において、別に定める所定の単位を取得するものとする。
- 3 司法書士会員は、年次制により実施する研修に参加しなければならない。
- 4 前各項のほか、単位制及び年次制の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

日司連会員研修実施要領（抜粋）

第1．総則

- 1．会員研修は、単位制及び年次制により実施する（規則第4条第1項）ものとする。
- 2．会員研修の実施年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 3．この要領に定めるもののほか、会員研修を実施するに必要な事項及び各年度における内容の細目は、司法書士中央研修所（以下「研修所」という。）が別に定める（規則第7条）ものとする。

第3．年次制研修

- 1．年次制とは、職業倫理の保持を目的とし、司法書士会員が、登録・入会後一定年次ごとに参加する研修（以下「年次制研修」という。）をいう。
- 2．司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して、毎年4月1日において以下の各号に定める期間に達する司法書士会員は、その年度に実施される年次制研修に参加しなければならない。
 - 満3年
 - 満8年および以後5年の倍数を加えた年
- 3．連合会は、当該年度の年次制研修において受講対象となる司法書士会員の名簿を調製し、毎年4月末日までに司法書士会あてに通知するものとする。司法書士会は当該司法書士会員に対し、6月末日までに年次制研修の対象となる旨を通知しなければならない。
- 4．(1) 連合会は、病気等のやむを得ない事由により、連合会の定める時期に研修に参加することができない司法書士会員に対して、当該会員の所属する司法書士会の申請によりその事由の継続する間、年次制研修への参加を猶予することができる。
(2) 年次制研修への参加を猶予された司法書士会員につき前項の事由が終了した時において、当該司法書士会はその事実をすみやかに連合会に通知するものとし、当該会員はその事由の終了した年度又はその翌年度に実施される年次制研修に参加しなければならない。
- 5．年次制研修は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - 規則第3条第2号及び第3号の研修
 - その他司法書士倫理を保持するために必要な研修
- 6．(1) 年次制研修は、連合会、ブロック会又は司法書士会が集合形式により実施する。
(2) ブロック会又は司法書士会が年次制研修を実施する場合は、連合会が別に定める実施計画に従うものとする。
- 7．連合会が年次制研修を実施する場合には、実施計画を定め、ブロック会又は司法書士会に対し、実施の相当期間までに通知するものとする。

年次制研修不参加者に対する指導要領（抜粋）

- 1、2（略）
- 3（参加義務猶予者）
 - (1) 日司連会員研修実施要領第3．4に定める年次制研修への参加猶予を求める者は、所属司法書士会に対し、当該年度に最初に行われる年次制研修会開催前までに猶予申請をしなければならない。
 - (2) 参加義務猶予を受けた会員は、病気等のやむを得ない事由が終了したときは、所属司法書士会に対し、その事実を通知しなければならない。

4（報告）

- (1) 司法書士会会長（以下「会長」という）は、当該年度におけるすべての年次制研修の受講機会が終了後すみやかに、不参加者に対し、不参加事由について「報告」を求めるものとする。
- (2) 会員は、報告を求められてから2週間以内に不参加事由について会長に報告しなければならない。

5（未報告に対する指示）

会長は、第4項の報告の求めに応じない会員に対しては、不参加事由について報告するよう「指示」するものとする。

6（報告への対応）

- (1) 不参加の事由が下記に該当する場合は、会長は不参加者に対し、次年度における年次制研修に参加するよう「連絡」する。
- 会員の身体、健康上の理由
 - 同居の親族並びに配偶者及び3親等内の療養看護
 - 出産
 - その他会長が相当と認めた場合
- (2) 不参加の事由が、前各号以外の事由による場合（報告しない場合を含む）は、会長は不参加者に対し、次年度における年次制研修に参加するよう「指示」する。
- この場合、不参加者は「参加誓約書」を差し入れなければならない。

7（会長指導）

会長は、年次制研修への不参加者に対し、次の場合、年次制研修への参加を求める旨の会則基準第102条に基づく「指導」をするものとする。

(1) 本要領5に定める「指示」に従わず報告をしない会員

(2) 特段の事由がないにもかかわらず、本要領6(2)に定める「指示」に従わず、次年度における年次制研修に参加しなかった会員。

8（注意勧告）

司法書士会は、年次制研修の不参加者が以下に該当する場合、当該不参加者に対し、司法書士法第61条及び会則基準第103条に基づく「注意勧告」の手續に付すものとする。

(1) 本要領7(1)に定める「会長指導」を受けたにもかかわらず、次年度における年次制研修に参加せず、かつ、その不参加事由について報告しなかった会員あるいは特段の事情がないにもかかわらず年次制研修に参加しなかった会員。

(2) 特段の事由がないにもかかわらず、本要領7(2)に定める「会長指導」に従わず、その次年度の年次制研修に参加しなかった会員。

社会保険労務士

社会保険労務士法

(資格)

第3条 次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して二年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
- 二 第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(研修)

第16条の3 社会保険労務士は、社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 事業主は、前項に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。